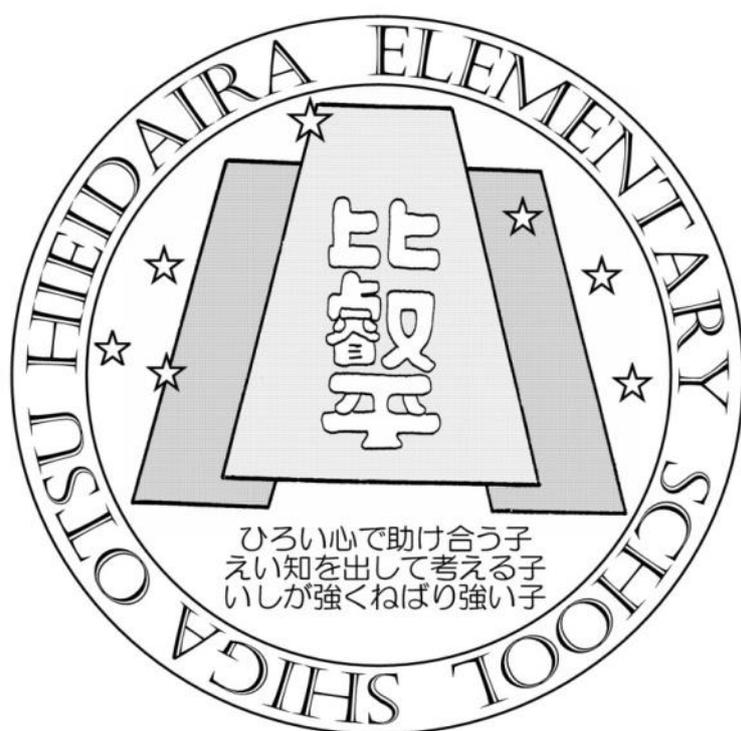


令和4年度
いじめ防止基本方針



大津市立比叡平小学校

はじめに

「児童一人ひとりが、それぞれ大切な人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長する」ことを、学校・家庭・地域を含めたみんなが願っています。そこで、本校では、教育目標に「よく学び、心豊かにたくましく活動する子ども」を掲げ、「**ひろい**心で助け合う子・**えい**いちを出して考える子・**いし**が強く粘り強い子」の育成を目指して取り組んでいるところです。

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、比叡平小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、比叡平小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・

安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切に、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	いじめ未然防止のために児童会の委員会が主体となって、あいさつ運動や標語づくり等のいじめ防止啓発活動の取組を実施する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	いじめ防止啓発月間中、各学級にクラス向上委員会を設置し、支持的な楽しい学級づくりに向けた取組を教員が支援する。また、全校児童がいじめ防止に向けた目標設定とともに、いじめにつながる行動のチェックを行う。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	善悪の判断や親切、思いやりの心の育成、友情や信頼を育む道徳教育に取り組む。読書活動を通じて感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることにより、人との関係を豊かにするコミュニケーション能力を高められるよう支援する。11月には、全学年で道徳の授業参観を実施する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	同志社大学の留学生やミシガン州の大学生との交流を通して、自然な形で国際感覚を芽生えさせるなど、自他ともの人権を尊重する態度と実践力を養う人権教育を実施する。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	自分自身や周りの子がいじめられているときに、どのように行動すればよいのかなど、いじめに関する問題を自分自身のこととして考え、議論する道徳の授業づくりを進める。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	人権を守る重要性についての理解を深めるため、ゲストティーチャーに発達障害者支援の専門家を招いて、高学年を対象に特別支援理解に関する授業を実施する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	校内研究会を中心に、学習内容と主体的に向き合い、友だちと対話しながら考えを深める授業を創造することで、一人ひとりの考えが尊重される支持的な学級風土を育てる。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	6月、11月、2月を「ハッピー月間」として、委員会やクラス向上委員会等の児童主体の取組、教育相談、学校生活アンケート等のいじめ防止に向けた取組を実施する。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	小規模校の特徴を生かし、学習活動を含めた日常的な異学年交流を行う。また、隣接する幼稚園・保育園児との日常的な交流も実施する。縦割り遊びや運動会での色別応援合戦など、年間を通しての縦割り班での活動も実施する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	ネットいじめや情報通信手段の適切な利用の仕方などに関する情報モラル教育を実施し、学習内容を通信等で家庭や地域に紹介。家庭・地域・学校の連携の大切さも伝える。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	年度当初に、いじめ防止基本方針を全教職員に配布し、共通理解するとともに、問題事案が発生した時の対応マニュアルも共通理解している。また、いじめ対策を推進するための校内研修を年数回実施する。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	年度当初に、児童や保護者、地域の方に、学校便りや入学式、PTA 総会、学校運営協議会等を通して、いじめ防止基本方針や子ども支援コーディネーターの役割について説明するとともに、学校のホームページに公表し、周知を図る。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	いじめの疑いのある事案やその他の気になる事案への適切な対処について、子ども支援コーディネーターが中心となって指導・助言を行う。また、課題を抱える児童については、いじめ対策委員会等を通して全教職員で共通理解を図り、学校全体で対応していく体制をつくる。

(4) その他（学校独自の取組）

取組目標
支持的な学級づくりをめざして、毎学期、担任が「比叡平小教員チェックシート」で、児童との関わり方について自己評価を行い、改善につなげる。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい 時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	学期に1回、いじめ発生のピーク時期に学校生活アンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。また、年に1回の保護者アンケートを実施する。 子どもが困りごとを気軽に発信できるポストを設置する。

b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	子ども支援コーディネーターが、授業に入ったり、休み時間や昼食時などに児童と関わったりしながら、見守り活動を行う。毎週月曜日のいじめ対策委員会では、全教職員で気になる事象について報告し合い、情報の収集を行う。また、いじめの疑いのある事案が発生した場合は、教職員は速やかに子ども支援コーディネーターに報告し、コーディネーターは管理職を含めた臨時のいじめ対策委員会を開催して、対応の方針等を検討する。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、管理職等を中心に、教職員が随時校内を巡回し、また登下校時に校門等での見守り活動を実施する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	学期に1回（6月、11月、2月）、児童と担任やその他の教員との個別面談を行う。また、先に行う学校生活アンケートで気になる点があった児童については、より詳細な聞き取りを行い、学校内で情報共有する。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	年間4回、家庭訪問や懇談会の機会をもち、保護者と児童の様子について情報交換を行う。また、いじめ事案発生時に限らず、日頃から電話連絡や連絡帳を通して、児童の頑張りや変化等を家庭に伝え、連携を図る。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	学校だよりを通して、ネットいじめ問題や対処法等について周知し、家庭でも児童を見守り、指導いただけるようにする。また、ネットいじめが発生した際には、家庭と学校とで情報を共有し、協力・連携しながら対応する。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	毎週月曜日にいじめ対策委員会を開催し、いじめに関する事案の内容及び対策や児童の状況について教職員間で情報共有を図り、学校全体として対応を行う。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	保幼小連絡会、小中連絡会を定期的実施し、次年度入学する児童・生徒に関する情報共有を行う。

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標
年に1回、いじめの早期発見に関する校内全体研修会を開催する。

③ いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめへの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	いじめの疑いのある事案が発生した場合は、子ども支援コーディネーターは直ちに臨時のいじめ対策委員会を開催し、事案の確認を行い、指導の方針、支援の内容、役割分担等を決定する。また、事案の解決後も、毎週月曜日にいじめ対策委員会において、被害児童と加害児童へのケア、それぞれの保護者へのケアについて確認を行う。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	いじめ事案の解決に向けて、以下の対応を基本に進める。 <ul style="list-style-type: none"> 被害児童と加害児童から十分に話を聴き、事案の詳細について確認を行う。 加害児童への指導を行い、加害行為に対して、考え、反省を促し、加害児童は被害児童へ謝罪を行う。 家庭訪問を行い、加害児童と被害児童の保護者に、事案の詳細、指導内容、今後の支援等を伝える。 被害児童と加害児童への声かけ、見守りを継続的にを行い、被害児童の不安を取り除く。 被害児童、加害児童の保護者へ定期的に連絡を取る。
c	ネット上のいじめへの対応	ネット上のいじめについては、以下の対応を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ネット上のいじめを確認し、その背景や事情について被害児童と加害児童から十分に話を聴き取る。 加害児童に情報モラルに関する指導を行う。 被害児童、加害児童のそれぞれを家庭訪問し、事案の詳細、指導内容、今後の支援等を伝える。 保護者立ち会いのもと書き込みの削除を行う。 場合によっては、プロバイダーやサイト管理者にアカウントの削除依頼や開示請求を行う。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	重大ないじめ事案が発生した際は、迅速にアンケートを実施し、速やかに個別面談を行い、実態の把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	複数で家庭訪問を行い、事実確認した事案の詳細や指導内容、今後の支援等を伝え、保護者との連携を図る。

(2) その他（学校独自の取組）

取組目標
学校での指導だけでなく、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携を図る。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

① 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCA サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

② 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

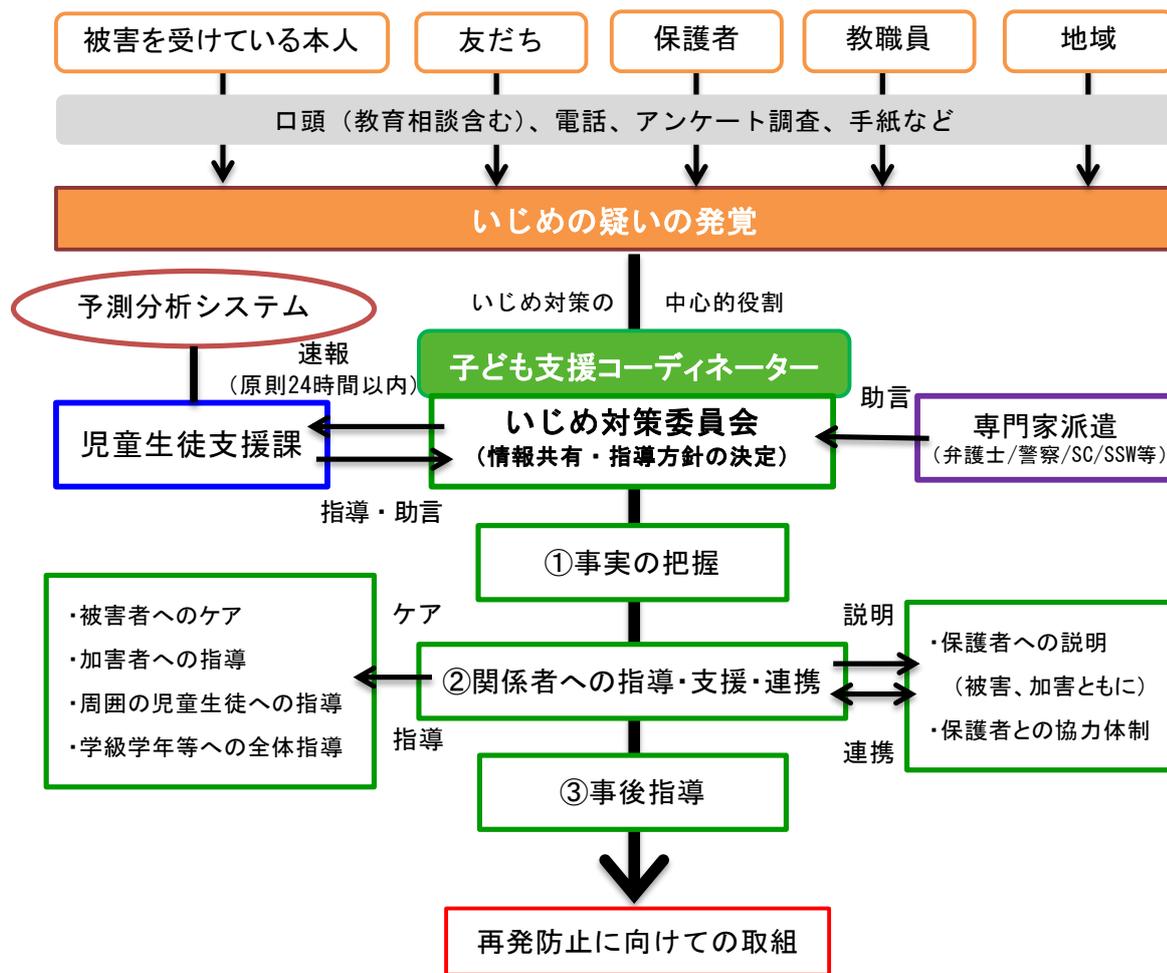
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談担当、人権教育担当等と役割分担し、連携して取り組みます。

④ いじめ事案対応フロー図



学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、学校運営協議会会長、民生児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

② 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	気になる児童の引き継ぎ…① 職員会議<いじめ対策方針・児童理解>…①・②・③ 保護者懇談会<学級経営方針>…④ 家庭訪問…② 児童支援委員会…①	
5	PTA総会…④ 学校運営協議会…④ 学校生活アンケートの実施…①・②・③	
6	ハッピー月間（いじめ防止啓発月間）…①・④ 特別支援理解学習・特別支援理解教育研修…① 教育相談…②・③ クラスマネージメントシートの実施…①・②・③	児童会を中心にした取組 教員研修
7	保護者懇談会(個別懇談)…④ 人権教育に関する研修会…①	
8	いじめ問題に関する校内研修会…①・②・③・④	教員研修
9	学校生活アンケートの実施…①・②・③	
10	教育相談…②・③	
11	ハッピー月間（いじめ防止啓発月間）…①・④ 情報モラル教育に関連した研修…①・②・③・④	児童会を中心にした取組
12	保護者懇談会(個別懇談)…④ クラスマネージメントシートの実施…①・②・③	児童、保護者
1	学校生活アンケートの実施…①・②・③	
2	ハッピー月間（いじめ防止啓発月間）…①・④ 教育相談…②・③ 保護者懇談会…④ 学校運営協議会…④	児童会を中心にした取組
3	職員会議 <ふり返りと来年度に向けて>…①・②・③	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、トイレのスリッパチェック（①・②） いじめ対策委員会（①・②・③）	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④